

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十四年八月二十四日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン和気A地区

所在地 和気郡和気町福富四四二一ーほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 イオンタウン株式会社

住所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五ー一

代表者の氏名 代表取締役社長 大門 淳

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 六千百三十五平方メートル

(変更後) 四千七百四十八・九平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 零台

(変更後) 四十六台

イ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 四十平方メートル

(変更後) 二百二十一・二平方メートル

ウ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 二十立方メートル

(変更後) 二十二・一立方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設一 午前七時から午後九時まで

(変更後)

荷さばき施設一 午前六時から午後十時まで

荷さばき施設二 午前六時から午後十時まで

荷さばき施設三 午前五時から午前九時まで

4 変更年月日

平成二十四年九月六日

二 届出年月日

平成二十四年八月十七日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十四年八月二十四日から同年十二月二十四日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び和気町産業建設部産業振興課